

中国農民專業合作社の発展の現状・問題 と今後の展望

苑 鵬 (Yuan Peng)

〈中国社会科学院 農村發展研究所 研究員〉

〔要 旨〕

- 1 21世紀に入ってから、中国の農民專業合作社を發展させるための政策・法律環境は日増しに好ましい方向に進み、農民專業合作社は加速度的な發展の状況を呈し、これは中国の農業經營組織体制刷新の新たな注目点となっている。
- 2 しかし、農民專業合作社は一様に經營規模が小さく、經營能力が弱く、リスク負担能力が劣る。本稿は、農産物加工企業、農業資材供給業者及び農産物取次販売業者を代表とする非農業生産者と農産物生産者が共同で結成する、中国の特色を備えた合作社を重点的に分析し、その発生要因及びその制度プランの特徴に検討を加える。その結果判明したことは、この種の合作社は中国の農民專業合作社の主流形式であり、農民組合員は加入した後、農業經營収入が増加し、又は生産コストが低下するが、農民は合作社のなかで発言権を持たず、意思表示には実力行使しかなく、協同組合の基本原則を実行に移すことが難しいことである。
- 3 本稿は同時に、主流形態の農民專業合作社の組織的性格に変化が起き、合作社は中小の資本家又は商業者が主導し、農家という生産經營者が参画することで、「所有者－業務関連者」が同一のメンバー連盟となり、双方の関係は以前のゼロサムゲームから非ゼロサムゲームに向かいつつあると指摘する。こうした変化は、現在の中国が置かれている社会・經濟環境に対するプラグマティズムの回答である。
- 4 本稿はさらに、中国の農民專業合作社の革新の動きを紹介する。1つ目は合作社を媒体とする土地流通方式であり、これには合作社の統一的な自己經營、又は下請經營、リース經營又は企業との共同出資經營が含まれる。2つ目は農民專業合作社連合体の發展、すなわち市場交渉力を高め、規模の經濟を実現させ、垂直的な一体化經營を促し、同業者メンバー間の不毛な競争を防止する面で果たすその役割である。
- 5 本稿は最後に、中国の農民協同經濟組織の将来の發展を展望し、次のような見方を示す。業縁を絆とする農民專業合作社は、今後農村協同組織の主流形式となるであろう。それは近代的農業づくりと市場競争環境の内在的要求に順応しており、且つ政策・法律環境もその發展にとって非常に有利なものである。一方、地縁を絆とする、伝統的なコミュニティ型協同經濟組織は組織の存立基盤と内在的原動力を欠いている。協同經濟組織としての機能を十分に果たせない場合は農民專業合作社の将来の發展には公司化、株式化の方向に向かって進む傾向が存在することになる。

目次

- 1 中国農民專業合作社の発展概況
- 2 中国の特色ある農民專業合作社制度プランの特徴
 - (1) 中国の農民專業合作社の2つの大きな基本タイプ
 - (2) サービス提供者と利用者が共同で結成する合作社の発生原因及びその内部統治の特徴
 - (3) 中国の特色ある合作社制度プランの異変
- 3 農民專業合作社の革新の動き
 - (1) 合作社を媒体とする土地流通
 - (2) 農民專業合作社連合体の発展
- 4 将来の展望：農民專業合作社は農村協同組織の主流形式となるであろう

1 中国農民專業合作社の発展概況

21世紀初頭に入り、中国の農家は国内市場と国際市場の2つの競争圧力に直面し、農民の収入の伸びが鈍っており、これは「三農（農業、農村、農民）」問題の重点中の重点となっている。農家の市場競争環境を改善し、農民の収入を増やすため、中国政府の農業政策は「多く与え、少なく取り、自由化・活性化させる」方向に転じ、農民が連合して専門協同経済組織を発展させることを積極的に支援してきた。

2003年7月1日から実施している「農業法」は、①国は農民が家族請負経営を基礎に各種の専門協同経済組織を自発的に結成するのを奨励する、②国は農民の専門協同経済組織が農業の産業化経営、農産物の流通と加工及び農業技術の普及等に参画するのを奨励・支援する、と明確に打ち出した。04年以降の各年の中央1号文書はいずれも農民の専門協同経済組織、特に農民專業合

作社の発展を支持しなければならないと提起している。07年7月「農民專業合作社法」が正式に実施された。

11年末の時点において、国内の16省（自治区・直轄市）が專業合作社の地方法規を制定し、30省（自治区・直轄市）が專業合作社の発展を支援する政策文書を発表している。国家發展改革委員会、財政部、商務部、国家工商行政管理総局、国家稅務総局、中国銀行業監督管理委員会も具体的な政策を定め、プロジェクト支援、財政補助・奨励、登録登記、租稅優遇及び金融助成等の多くの面で農民專業合作社の発展を促している。11年において農民專業合作社を助成するための中央財政資金は10億元を超え、1級行政区の財政資金は32.4億元に達した。

中央と地方政府が農民專業合作社に対する助成の度合いを日増しに強めるのに伴い、中国の農村協同事業の発展は高速成長の軌道に入り、農民專業合作社を代表とする農民の協同経済組織は加速的発展の状況を呈しており、これは中国の農業経営組織体制刷新の新たな注目点となっている。こ

これらの具体的な現象は次の通りとなっている。

第1に、発展速度が速まり、カバー範囲が拡大した。「農民專業合作社法」を公布して以来、農民專業合作社は「油井噴出式」の発展がみられ、毎月「1万の組合」が新たに増えるというペースで発展している。国家工商総局の大まかな統計によると、12年6月末現在、商工登記した農民專業合作社は全国で60万組合を超え（第1表）、その登録資本は0.91兆元に達し、11年末に比べてそれぞれ15.0%、25.1%の伸びを示した。農業部は合作社に実際に加入した組合員は4,600万戸を超えると推定しており、これは全国の農家総数の18.6%を占め、平均してほぼ全ての行政村がカバーされたことになる。

第2は、産業分布が広範囲にわたることである。農業部の大まかな統計によれば、農民專業合作社の発展は栽培業、飼育・繁殖業を主としており、それぞれ全体の44%、29%^(注1)を占め、食糧・綿花・油糧作物、肉・卵・ミルク、果物・野菜・茶等の主要農産物の生産をカバーしている。さらに農業機械・植物保護サービス業、農産物の一次加工業及び農村の伝統的な手工業、レジ

第1表 中国の農民專業合作社の発展概況

(単位 千組合, 兆元)

	組合数	登録資本
2008年	110.9	0.09
09	246.4	0.25
10	379.1	0.45
11	521.7	0.72
12.6月	600.1	0.91

資料 国家工商総局ウェブサイト(12年11月)から作成

ャー観光業など多くの分野に次第に広がりを見せている。

第3はサービス内容の総合化である。農業部の大まかな統計によれば、11年末現在、48.9%の專業合作社が生産・加工・販売の一体化サービスを組合員に提供しており、また、專業合作社は計11.1万の加工企業を開設し、都市コミュニティーに2.6万の直売所を設けた。專業合作社が統一的に購入した農業投入品の総額は2,028億元に達し、統一的に販売した組合員の農産物総額は9,520億元となり、10年に比べてそれぞれ49.4%、66.7%^(注2)の伸びを示した。現在、農民專業合作社は単一の農業資材購入サービス、技術サービス等を組合員に提供することから生産前・生産中・生産後の総合的な機能を提供する方向へと発展しつつある。

第4に、近代的農業を築き、農民の収入を増やす重要な勢力となり始めた。新しいタイプの農業経営主体を創造し、標準化、専門化、集約化、履歴管理化した生産及びブランド化経営を実行する過程で、農民專業合作社は重要な媒体となる。農業部のデータによれば、11年末現在、全国で既に2.6万の農民專業合作社が製品品質のトレーサビリティを実現させ、3.1万の農民專業合作社が無公害、自然、有機等の製品品質認証を取得し、1,532の組合が農産物の地理的表示の認証を得た。また、4.6万の合作社の製品が商標登録された。合作社に加入した農家の収入は一樣に他の農家より20%以上高い^(注3)。

第5に、農村社会管理メカニズムの革新

に参画した。農民專業合作社が農村に徐々に普及するのに伴い、その政治的機能が政府から重視されるようになった。中国共産党の第17期第3回総会は、「農村の党末端組織の設置形式を刷新し、農村コミュニティ、農民專業合作社、専門協会及び産業チェーンにおいて党組織を確立するとの方法を推し広める」ことを打ち出した。農業部の統計によれば、12年までに、全国の約1.6万の農民專業合作社内部に党組織が設立され、農村末端の党建設活動を強化する方法の一つとなった。

しかし、全体の水準からみるなら、中国の農民專業合作社はまだスタート段階にあり、経営規模が小さく、経営能力が弱く、リスク負担能力が劣るといった問題が一般に存在している。組合に加入する農家の割合が低く、農民が合作社を通じて販売する農産物、購入する農業資材等の市場シェアは低く、大部分の合作社は零細企業の部類に属しており、近代的農業づくりに真に参画することは難しい。しかも、協同組織内部の運営が規範的なものでなく、多くの合作社は登記登録を行うだけで、経営活動を行っておらず、すなわち実体のない合作社(注4)となっている。また、経営能力が相対的に高い合作社のなかで、協同原則が効果的に貫かれておらず、協同制の原則と公司（会社）制の原則が混じり合ったものとなっている。農民專業合作社のガバナンス（統治）構造は民主的にコントロールする意思決定の仕組みが形成されておらず、剰余金に応じて返還する収益分配の仕組みが確立され

ていない。少なからぬ協同組織が発起人に支配されており、一般の農民組合員の参画度が低く、一般組合員と組織の間には利益を分かち合い、リスクを同じように負担するインセンティブと制約のメカニズムが確立されていない。さらには「公司+農家」の看板をすげ替えたにすぎない農民專業合作社さえみられる。本稿の2では中国の特色ある合作社制度プランを重点的に論じ、3では中国における農民專業合作社の現在の発展・革新の動きを紹介し、最後の部分で農民合作社の将来の発展を展望することとする。

（注1）「全国農民專業合作社經驗交流會議における陳曉華次官の演説」, www.moa.gov.cn

（注2）（注1）に同じ

（注3）（注1）に同じ

（注4）筆者が内蒙古と北京郊外を調査研究した際、合作社事務担当の政府部門指導者はいずれも、我々の調査研究によれば、当地の3分の1の合作社は登録登記を行っただけで、その後、活動は行っていないと表明した。

2 中国の特色ある農民專業合作社制度プランの特徴

農民專業合作社の数量的規模が急速に拡大するのに伴い、学术界及び社会各部門の論争も日増しに激しくなった。論争の焦点は、既に登録登記されたこれらの合法的な合作社のなかで、法律に定める条項に従って運営されているものはどれくらいあるのか、また、国の財政助成、租税優遇を不正に手に入れるための「偽の合作社」又は「実体のない合作社」はどれくらいあるのかにあった。ある学者は、約80%以上の合

作社は有名無実であり、行政上の成績を上げる必要から、又はそこから利益をむさぼるために設けられたものだとの考えを示し^(注5)た。一方、別の学者はこれに真っ向から反論し、偽りの合作社が氾濫していると考え、言論は大袈裟であり、実態に合わない指摘した。合作社は法律に従って登記されている限り、本物と偽物の区別はない。規範的かそうでないかの違いがあるだけだ。抽象的な概念を用いて合作社の実践に枠をはめてはならず、カギは農民が恩恵を受けることだ^(注6)。多くの学者が制度経済学の理論を用い、こうした現象について解釈を加えようと試みた(黄祖輝・徐旭初(2006)、林堅・馬彦麗(2006)、馬彦麗(2007)、黄勝忠・徐旭初(2008)、崔宝玉・李晓明(2008)、苑鵬(2008)、張曉山(2009)、M. Fulton・Zhao jun(2009)、仝志輝・樓棟(2010)、張穎・任大鵬(2010))。

学術界でこうした大きな論争が生じ関心を集めたのは、中国の特色ある合作社制度プランの法律規定に大きく関係しているからである。国際協同組合同盟(ICA)の7項目の基本原則に従う典型的な協同組合と比較すると、中国の「農民專業合作社法」の一大飛躍の要因は、メンバー構成員が同一市場的地位を備えたり、同一生産経営活動に従事する同業者の連合にもはや限定されないことである。これを基礎に、同一農産物の産業チェーンにある、川上・川下業務の関連を持つ関係利益集団が共に連合し、合作社を結成することも認められている^(注7)。例えば農業資材供給業者、農機・農業技術

サービス業者と農家、及び、農産物の取次販売業者、加工業者と農家の連合等である。すなわち農民專業合作社はサービス利用者又はサービス提供者の同質者の組織であるだけでなく、サービス利用者とサービス提供者が共に連合する異質者の組織でもある。ある意味では、これは中国の農民專業合作社の発展の現状に対する実用主義的な回答となる。しかし、これに伴い、競争関係の存在する取引双方が利益共同体を形成できるのかという問題が生じた。

(注5)「8割の農民專業合作社は『実体がない』と指摘される、農業部がハードルを設けてモデル合作社を推進」中国合作經濟学会会報、2010年第6期。

(注6)韓俊「農民が恩恵を受けるか否かを農村制度づくりの成否を評価判断するカギとする」中国合作經濟学会会報、2010年第1期。

(注7)「農民專業合作社法」第2条は、「農民專業合作社は農村の家族請負経営を基礎に、同類農産物の生産経営者又は同類農業生産経営サービスの提供者、利用者が自由意思により連合し、民主的管理を行う互助的な經濟組織である」と規定している。同法第14条は又、「民事上の行為能力を備える公民及び、農民專業合作社の業務に直接関係する生産経営活動に従事する企業、事業体又は社会団体は、農民專業合作社が提供するサービスを利用することができ、農民專業合作社の規約を承認・順守し、規約に定める加入手続きを履行する者は、農民專業合作社のメンバーとなることができる。但し、公共管理事務の職能を有する単位は農民專業合作社に加入してはならない」と規定している。

(1) 中国の農民專業合作社の2つの大きな基本タイプ

中国の農民專業合作社は特異性が非常に強い經濟組織であり、農民專業合作社の稅務登記からその一端をうかがい知ることができる。「農民專業合作社法」の規定に従い、農民專業合作社は工商部門に登録して

法人資格を得る。筆者が中国の各省・市の調査研究のなかで過去5年に集めた資料によれば、現在、農民專業合作社が既に取得し、工商部門から認定された登記登録タイプには集團企業、株式合作企業、有限責任公司、個人パートナーシップ、私営パートナーシップ企業及びその他の企業、さらには社会団体、その他組織等多くのタイプが含まれる。^(注8)それは1つの側面から農民專業合作社の特異性の特徴を示しており、これには財産権制度、ガバナンス構造、所有者責任制度等が含まれる。

現実における中国の農民專業合作社は所有者メンバー構成の特徴に従い、以下の2つの大きな基本タイプに区分することができる。すなわち農産物の生産者と利用者が結成する合作社、及び農産物生産者と非農産物生産者が共同で結成する合作社である。後者は農産物加工企業、農業資材供給業者及び農産物取次販売業者等が先頭に立って開設する合作社を典型的な代表とする。前者はICAの7項目の基本原則に合致する、国際基準に合わせた合作社である。後者は中国の特色ある協同組合とすることができる。なぜなら、それはその他の国々の農業協同組合の構成員制度と異なり、非農業生産者が正式なメンバーとなることができるからである。中国の農村のなかに大量に存在する典型的な代表性を備えた合作社は第2類の合作社であり、これは最も大きな論争を引き起こした合作社のタイプでもある。それらに共通する特徴は、合作社の発起人が農業生産経営者でなく、小農生

産経営者の業務と緊密な関係を持ち、生産前・生産中・生産後の多くの段階、又は1つの段階のサービスを提供するサービス提供者であることである。若しくは発起人が農業経営者で、農業生産活動に従事しているが、彼らは同時に農産物経営活動にも従事し、且つ後者を中心としており、合作社のなかで演じる役割は農産物生産者へのサービス供給業者となる。

(注8) 関係法律に従い、工商行政管理部門は企業、各種営利団体、個人商工業者の登記登録に責任を負う。企業(団体)の登記登録タイプは国内資本、香港・マカオ・台湾投資、外国投資の3分類に分かれる。そのうち、国内資本は国有、集團、株式合作、連合經營、有限責任公司、株式有限公司、私営及びその他の国内資本企業等を含む。個人商工業者の登記登録タイプは個人経営者と個人パートナーシップである。

(2) サービス提供者と利用者が共同で結成する合作社の発生原因及びその内部統治の特徴

非農産物生産者のサービス提供者が先頭に立って開設する合作社は、その身分的地位に従い、3種類のタイプに分けることができる。第1のタイプは農産物加工企業を代表とする実業資本家と農家が結成する合作社である。彼らは通常、公司+農家を基礎に発展したもので、公司+合作社+農家の新たなモデルを作り上げ、合作社の財産権という絆を通じ、公司与農家の連結メカニズムを強化すると同時に、より多くの政府の財政補助、租税優遇等の資源を得ることができる。

この種の公司(会社)に共通する特徴は、農産物原料が公司のコア競争力にとって非

常に重要なことであり、これは単純な市場取引を通じて得ることのできないものである。この種の会社が先頭に立って合作社を開設する基本的特徴は、会社が合作社の組織方式に従い、農家と垂直的供給の長期契約を結ぶことである。合作社の本質は会社の原料基地、第一生産作業場である。製品の品種、規格、規模、納期及び引渡し価格を含め、合作社は会社から伝達された生産計画に従って生産を行う。

一方、会社は品種選択、生産技術、運転資金、製品回収及び生産関連のインフラ改善等の多方面にわたるサービスを提供する。会社は合作社の意思決定をコントロールするとともに、製品市場、生産管理、投入品購入、販売等の各段階の経営リスク及び経営農家の収益水準を引き受けることになる。実質上、こうしたモデルは「会社＋農家」制度の完備であり、会社と農家の関係は本質的には労務アウトソーシング（外部委託）関係となる。

しかし、このモデルを採用できるようにするには、会社にとっても農家にとっても一定のハードルが存在する。会社の側からみると、技術サービス陣、生産投入品の運転資金を含め、比較的高い前期投入を行う必要がある。このため、この種の会社は通常、製品の付加価値が相対的に高い有効競争状態の産業に存在しており、例えば特色ある農産物の生産がそれに当たる。且つ会社の経営能力が比較的高く、自己ブランドを持つ。例えば農業産業化のリーディングカンパニーである。農家の側からみると、

通常は大規模専業農家であり、技術、資本に対する会社の最低限の要求を満たすことができ、且つ生産が安定している必要がある。

このタイプのなかにはさらに特殊な状況があり、政府の政策誘導の下で、商工資本が農業分野に進出し、先頭に立って合作社を開設する。彼らの動機の多くは農村の土地に目を付け、国の農業産業助成プロジェクトと合作社優遇政策に目を付けたものである。一方、自由意思により合作社に加入する農民は商工資本との協力を通じ、自身の農地の価値を高め、家族労働力に賃金性就業の機会を得させることを期待している。商工資本が農民のこの2つの面の利益を基本的に満たし、農民の経済的福利を改善するなら、合作社は安定して持続的に発展することができる。

第2のタイプは商業者（企業）と農家が結成する合作社であり、商業者は農産物販売業者（仲介人、代理人、取次販売業者、卸売業者）、農業資材供給業者（購入販売合作社、個人経営者）、技術普及サービス業者（農業技術普及ステーション、農業技術者、個人経営者）を含む。この種の商業者は通常、中小の経営規模であり、企業ライフサイクルの成長期にあり、経営拡大のなかで激しい同業者間の競争に直面している。このため、合作社を通じて農家という顧客群を育成し、市場シェアを安定・拡大することは、その発展を図るための戦略的選択となった。

第2のタイプにおいては、合作社は本質的にはマーケティング戦略の応用である。

近代的農業生産の複雑性により農民は営業販売活動に関心を寄せる精力と時間がなく、農民の営業販売経験は生産経験より著しく少ない。もし農民が自ら営業販売活動に従事するなら、少量の産品を販売することしかできない。もしサービス業者が農業資材・技術を農民に提供すると同時に、農民が農産物を売のを助けることができるなら、この業者はその顧客に全面的なサービスを提供し、農民消費者の需要を満たし、農民顧客コストを低下させるだけでなく、その自家生産した産品に特別の販売付加価値を直接もたらすことになる。サービス業者の投入の見返りとして、農民はサービス業者の一層忠実な顧客となり、且つ自らのモデル効果を通じ、周辺のより多くの農家が参加するよう導くであろう。

一方、サービス業者も農産物の営業販売面で新たなルートを開けば、自身の経営範囲を一段と拡大し、農業生産経営の実体経済のなかに直接割り込み、自らの経営的地位を一段と固めることになる。また、農業資材（技術）サービス業者は農民との関係において、新しいタイプの営業販売戦略手段を最初に用いるサービス業者となり、先頭に立って農民專業合作社を開設することを通じ、合作社の産品代理業者という新たな役割を演じ、経営範囲を拡大することになる。このため、この種の合作社は通常、農家に対し、農民の農業資材購入又は産品販売は（組合が）個人経営に勝ることを保証すると約束するものである。彼らと農民の間の経済関係は本質的には2つの市場取

引主体間の売買関係であり、利益共同体ではない。農民は商業者の顧客であるが、合作社のなかで、農民は発言権を持たず、実力行使の道しかなく、民主的意思決定の原則と取引額に応じて返還する原則は実行に移すことが難しい。

第3のタイプは村集団が農民を率いて結成した合作社である。村書記又は村長の個人的身分も農民であり、且つ経営に成功した大規模專業農家、農民企業家が少なくない。しかし、彼らがコミュニティーのリーダーとして先頭に立ち、合作社を開設する時、演じるのは準政治企業家の役割であり、すなわち合作社の発展を通じ、村落共同体における自身の政治的地位を固めることだ。彼らが個人的に追求する目標は第一に政治的なものであり、村民からより多くの選任票を得ることである。このタイプの合作社は非常に良い制度的環境を持つ。中央は04年から四川省を対象に村党支部が農民を率いて協同組織を發展させるのを後押しし、「支部+協会、農民が実利を得る」というやり方を肯定した。農村の民主化プロセスが進展するに伴い、村の2つの委員会の幹部も自らの利益から出発し、自らの政治的地位及び村民の間における社会的名声を高めるため、先頭に立って農民專業合作社を開設する内在的原動力を持つようになった。

筆者が調査した状況からみると、村集団が先頭に立って開設する合作社は通常、村の集団経済が比較的發達し、又は村幹部の結集力が強い村落で發生している。彼らは

合作社を開設する時、「農民組合員の利益に奉仕する」ことを目標にすると強調し、さらには村集団の資源を惜しまずに用い、合作社の運営を支援している。例えば、オフィスと活動の場、事務機器を無料で提供し、村幹部が合作社のなかでボランティアを行うこと等である。合作社に加入した一部の村民も一様に恩恵を受けている。

これらの非農産物生産者が先頭に立って開設する各種の合作社は、1つの共通する問題をもたらした。それは彼らの出現により、小農が自身の合作社を発展させるチャンスが一段と減ったことである。なぜなら、資本、技術、経営水準、市場情報であれ、社会的資本であれ、小農はいずれも彼らに太刀打ちできないからだ。

(3) 中国の特色ある合作社制度プランの異変

全体としてみるなら、中国の農民專業合作社の主流形態には既に組織的性格の変化が起きている。すなわち農家という社会的弱者の利用者が結成する、「所有者－使用者」が同一のメンバー共同体から、中小の資本家又は商業者が主導し、農家の生産経営者が参画する、「所有者－業務関連者」が同一のメンバー連盟へと発展したことである。こうした変化には深い社会的経済的背景がある。

まず、中国の農民專業合作社の育成は平等、民主、自治を欠く市民社会環境の下で行われたものであり、メンバー共同体には基本的欠陥が存在している。次に、国内外

の2つの市場競争を前に、弱者の農家自身の力に頼るだけでは立ち向かうことができず、外部の力を入れる必要があり、協力精神を持つ企業家の供給が不足する状況の下で、農業関連の中小資本がその空白を埋めた。

彼らと農民は農産物供給チェーンにおける利益関連の集団連盟を作り上げた。双方の関係は以前のゼロサムゲームから非ゼロサムゲームに向かい、互惠とウィンウィンの関係が実現された。しかし、カギとなる専用資産を持つ強者が合作社のなかで支配的役割を發揮するとともに、合作社の経営リスクを引き受けたため、残りの支配権と収益権も自然と彼らの手中に入ることになる。一方、合作社に加入した農家が追求するのはリスクを負わないことを前提とした経済的福利の増進であり、その結果、取引額に応じて分配する権利も実現できないことになる。メンバーの異質性が普通の状態になったため、合作社のメンバーの間にはもはや共通の理念がなく、「一人は万人のために、万人は一人のために」という協同組合の文化もその土壌が失われ、プラグマティズムの、経済学の一般的な意味における「協力」の概念に取って代わられることになった。

3 農民專業合作社の革新の動き

(1) 合作社を媒体とする土地流通

早くも90年代後期に農業の産業化を推進する過程で、浙江、江蘇、山東等の沿海発

達地域では「株田制」という大規模農業経営の形式が現れた。それは実質的に合作社による土地流通にほかならない。その基本的形式は請負農家の自由意思による加入を基礎に、その請負経営期間内の土地使用権を評価して出資とし、合作社に加入させ、合作社が加入した請負農家の土地に対し、統一計画、統一生産経営を実施し、収益とリスクを自ら引き受けることである。

現在、合作社を媒体とする土地流通の基本的な経営方式には以下の幾つかのタイプがある。

1つ目は合作社の統一的な自己経営である。合作社は土地の統一計画を立てた後、専門のサービスチームを結成し、栽培、技術規格、農地管理、産品品種及び販売を統一的に行い、組合員は請負地の出資額に応じて配当を得る。

2つ目は下請経営である。合作社は土地を集中させ、統一的な農地計画を立てた後、公開競争方式で発注する。発注対象は通常、当合作社の大規模専業農家組合員であり、合作社とその組合員が請負契約を結び、請負料を得る。

3つ目はリース経営である。合作社は土地を農業会社に賃貸して経営させる。合作社は会社と賃料の交渉を行うとともに、賃賃料を統一的に受け取り、農家の出資比率に応じて分配を行う。

近年はさらに共同出資経営という第4の形式が現れた。合作社は農業企業を誘い込んで加入させ、農民が土地で出資、会社が現金で出資し、双方は株式に応じて責任を

引き受け、収益を分かち合う。会社は通常、合作社の土地の整理計画と開発経営に責任を負い、農家の加入前の土地収益水準を参照して「最低保証の配当」（実際は地代）を農家に払うとともに、年末に再び合作社の経営状況に基づき、持ち株に応じた配当を行う。

この種の合作社は湖北省が最も典型的なものである。10年以降、湖北省は農民が土地請負権を出資に充てるよう力強く導き、土地株式合作社を発展させた。11年初めには、湖北省全省で実際に流通した農村の土地が500万ムー（1ムーは約6.67a）を超え、「土地株式合作社」は同省が強力に推進する流通モデルとなった。11年11月、湖北省はさらに「農村の土地請負経営権を評価して出資とする農民専業合作社の登記管理暫定規則」を打ち出し、この種の合作社の商工登記問題を解決した。リスク負担に関しては、農家が出資する土地は残りの請負経営期間を限度として有限責任を引き受ける。これは農家が請け負った土地は債権として処分することができないという法律規定に対し、制度面から突破口を開くものである。会社の権限を制限し、農民の利益を保護することに関し、湖北省は農民の持分支配権が51%を下回らないことを強調するとともに、農民が合作社の理事長を担当しなければならないと規定した。農業部の大まかな統計によれば、11年末現在、全国の農民専業合作社が流通の対象とした土地面積は3,055万ムーに達し、これは全国の耕地流通総面積の13.4%を占める。^(注9)

将来の発展からみると、合作社は農地の流通を前提とする大規模経営の重要な形式となるであろう。合作社を発展させ土地の流通を促進する上で直面する最大の試練は、商工資本が入り込んで共同出資経営を行う際、農民に強制することなく、農家の自由意思による加入の原則をいかに堅持するかである。そうでなければ社会の不安定を招くことになる。このため、第18回党大会報告は農村の基本的経営制度を堅持・完備することを引き続き強調するとともに、「新しいタイプの経営主体を育成し、多様な形態の大規模経営を発展させる」と強調している。

(注9)「全国農民專業合作社經驗交流會議における陳曉華次官の演説」, www.moa.gov.cn

(2) 農民專業合作社連合体の発展

「農民專業合作社法」は農民專業合作社の連合体問題に言及していないが、協同連合組合が既に出現し、良好な発展の動きをみせている。これにより、合作社の地域社会的限界性がある程度打破され、農民專業合作社の小規模・弱体・分散の問題が解決された。現在、中国の農民專業合作社の連合体が果たす役割は、以下の4つの側面に帰結することができる。

第1に、連合によって交渉力が強化され、市場における発言権が強まった。最も典型的なのは乳業類協同連合組合である。寡占の市場構造の下で、乳業協同連合組合は国内の乳製品企業数社との交渉権を強め、牛乳の価格決定ルールを改善するのに重要な役割を果たした。

第2に、規模の経済を実現させ、取引の不確定性を引き下げ、取引コストを節約した。主な発生分野は中国政府が推し進める「農家とスーパー（大規模小売店）のドッキング」においてであり、幾つかの果物・野菜類合作社は連合し、産品資源の優位性による相互補完を通じ、産品の品種を拡大し、納入期間を延ばし、品種、数量及び連続した納品に対するスーパーの要求を満たした。このほか、幾つかの同類製品の合作社が集団を通じ、連合して農業資材を購入し、農家の投入コストを引き下げた。

第3に、垂直的な一体化経営を促した。主には合作社が農産物の加工、貯蔵・輸送段階に進出する際、連合組合の設立を通じ、単独の合作社では投資能力がなく、又は投資規模が小さ過ぎ、競争力に欠ける等の問題を解決したことである。

第4に、衝突を回避し、同業者メンバー間の不毛な競争を防止した。これは果物・野菜産業で特に目立ち、少なからぬ地区では多くの同質の合作社が存在し、互いに競争していたが、連合組合の設立を通じ、協議して価格を決め、値引き競争を回避した。

農業部のデータによれば、11年末現在、全国の各種農民專業合作社連合体は既に2,140を数える。江蘇省を例に挙げると、計73の販売連合組合が設立され、1,285の專業合作社が都市に入って農産物を直接販売するよう導き、11年の売上高は7.4億元となった。

特に言及すべきは、現在既に国内にある連合組合からみると、メンバーの同質性が比較的強く、このため、連合組織内部の意

思決定が大きな合作社にコントロールされるのではなく、合作社メンバーの集団が参画し、民主的な意思決定を行う方向へと発展し、これにより合作社の規範化づくりが促進されるといふ好ましい効果が生まれたことである。これは必ずしも連合組合創設の直接的な動機ではないが、連合組合が生み出したプラスの効果であることは確かだ。

連合組合の創造は法制・政策環境の改善も推し進めた。一部の一級行政区は「農民專業合作社法」の実施規則又は条例を実施する時、いずれも「農民專業合作社法」の制限を打ち破り、連合組合と農民專業合作社に同等の法的地位を与えた。例えば遼寧省（2010年）、江蘇省（2010年）及び山西省（2011年）である。政策規定面で積極的に誘導した地区も少なくなく、例えば浙江、北京等である。一部の地方政府はさらに支援を与えるための具体的措置を講じており、例えば山東省濰坊市、雲南省開遠市の政府は各連合組織に対して10万元の財政奨励金を与えるやり方を採用した。また、北京市密雲县政府は主導産業を軸に設立された連合組合に対し、40%前後の比率で連合組合のインフラ整備に補助金を与えたばかりでなく、連合組合が営業販売ルートを開拓し、プロの支配人を招請するのを直接支援した。

4 将来の展望：農民專業合作社は農村協同組織の主流形式となるであろう

中国の農村協同經濟組織は、地縁を絆と

する総合的な農村コミュニティー協同組織と業縁を絆とする専門的な協同經濟組織の2分類に分けることができる。中国の唯一の「農民專業合作社法」の公布・実施に伴い、專業合作社は既に中国の農村協同組織の主流形式となっている。将来の發展動向からみると、こうした状況は今後も続き、專業合作社は中国の農村協同經濟組織をリードする主流形式となるであろう。

その内在的論理は、都市化・工業化・市場化プロセスが進展するのに伴い、伝統的なコミュニティーが崩壊し、従来の同質性の伝統的な小農が分化して、市場化に部分的に参加する兼業農家、全面的に市場に目を向ける專業農家及び出稼ぎ収入を主とする非農業兼業世帯等が形成され、それぞれの集団が異なる共同要求を持つことである。このほか、人口の流動性が強まるのに伴い、コミュニティーの境界が曖昧になり、都市化が急速に進むコミュニティーでは既に住宅区に変わり、遠距離で不便な農村コミュニティーでは農村労働力の大量流出に伴って衰退が既に始まり、さらには村が空洞化してしまった。地縁、血縁、同族、家父長制等のコミュニティー構成員を結び付けていた伝統的な信頼関係は、市場經濟の浸透、コミュニティーの開放が進むのに伴い、程度の差こそあれ次第に壊され、弱体化し、經濟的利益を絆とする契約関係に取って代わられた。タイプの異なる農家のなかで、市場に目を向けた經營を行う小規模專業農家は一段と強く一致した協同への要求と願望を持っているが、こうしたグル

ープの分布は村落コミュニティーを境としたものではない。

市場の制約条件からみると、近代的農業と近代的流通業の発展により、農業生産は専門化・標準化・規範化することが客観的に求められている。農家の生産経営活動は変化する農産物最終市場の要求に順応し、近代的な農業経営方式を導入するしかなく、これらの活動はいずれも同じ農産物を生産することを基礎としたものである。このため、地縁でなく経營業務を絆とする専業合作社の発展は市場競争の要求に合致している。

制度環境からみると、中央政府は立法と政策制定の両面から、専門的な農民協同組織に一段と重きを置いている。第18回党大会は、農民の専門協力と株式合作を発展させ、新しいタイプの経営主体を育成し、集約化、専門化、組織化、社会化を結び付けた新しいタイプの農業経営体系を築くことを明確に打ち出した。産業の絆に従い、生産要素の最適配置を実現するよう提唱していることは明らかである。このため、専業合作社は将来の農業協同組織発展の主流形式を代表することになる。

比較すると、地縁を絆とするコミュニティー型協同経済組織は伝統的な体制の下でタイプ転換を図ったものであり、伝統的な計画経済体制の痕跡を色濃く残している。それは社会主義市場経済体制の内在的要求に適應していない。コミュニティー型協同経済組織の内部において、メンバーの間を結ぶ絆は共通の経済的利益要求から生まれ

たものでない。しかも、中国はコミュニティーを絆とする総合的合作社に関する法律・法規を未だに打ち出していない。このため、将来の発展からみると、人民公社制度の遺産の上に確立され、地縁と戸籍を絆とするコミュニティー型協同経済組織は、組織の存立基盤と内在的原動力を欠き、持続的発展の生命力を欠いている。実践からみてもそうであり、一部のNGO組織が後押しする総合農協組織及び、人民公社体制の下で残された一部の発達した村落の集団的統一経営組織を除くと、農民が自ら作り上げ、又は政府が後押しする一定規模の総合農協は少ない。

将来の発展からみると、専業合作社を代表とする農民協同組織の発展は3つの大きな試練に直面することになる。

第1に、市民社会の民主的思想の基礎を欠き、協同事業の外部推進者が不足し、市場競争が激しさを増し、内外から挟み撃ちに遭う制度環境のなかで、ICAの原則の下における協同組合制度は中国で発展の余地を持つことができるのか。

第2に、合作社における農産物生産者の主体的地位をいかに実現するのか。合作社は農家の市場的地位問題を解決する有効な手段であるのか、それとも商工資本が利益を図る媒体となるのか。

第3に、外部監督管理の仕組みをいかに整え、政府の助成資金が商工資本にかすめ取られることなく、農家に確実に渡るのを保証するのか。もし上記の試練に対応できないのなら、中国の農民協同組織の発展は

公司化, 株式化の道に向かって進むことになろう。

<参考文献>

- ・黄勝忠・徐旭初 (2008) 「メンバーの異質性と農民專業合作社の組織構造分析」『南京農業大学学报 (社会科学版)』第8巻第3期, 6月
- ・黄祖輝・徐旭初 (2006) 「能力と関係に基づく協同ガバナンスー浙江省の農民專業合作社のガバナンス構造についての解釈」『浙江社会科学』第1期
- ・崔宝玉・李曉明 (2008) 「資本のコントロール下における合作社の機能と運営の実証分析」『農業經濟問題』第1期
- ・張曉山 (2009) 「大規模農家とリーディングカンパニーが先頭に立って開設する合作社は中国の当面の合作社發展における現実的な選択である」『中国合作經濟』第10期
- ・張穎・任大鵬 (2010) 「農民專業合作社の規範化を論じるー合作社の真偽を見分けることから語る」『農業經濟問題』第4期
- ・全志輝・樓棟 (2010) 「農民專業合作社の『大農が小農を食い物にする』論理の形成と継続」『中国合

作經濟』第4期

- ・馬彦麗 (2007) 『我が国の農民專業合作社の制度解析』中国社会科学出版社
- ・苑鵬 (2008) 「会社が先頭にたって開設する農民專業合作社に対する探究ー北京聖沢林梨專業合作社を例とする」『管理世界』第7期
- ・林堅・馬彦麗 (2006) 「農業合作社と投資者所有企業の境界ー取引費用と組織コストの視点に基づく分析」『農業經濟問題』第3期
- ・M. Fulton, Zhao jun (2009) "Agricultural Industrialization, New Generation Cooperatives and Farmer Cooperatives in China", 中国社会科学院農村發展研究所合作經濟研究中心・四川省社会科学院農村發展研究所主編「中国の農民專業合作社の新たな發展動向: 理論研究, 実践探究」所載, 四川出版集團, 四川科学技術出版社

(ユアン ペン)

<本稿は, 中国語による論文を農林中金総合研究所の責任において日本語に翻訳したものである。>

